

# 自然再生基本方針の見直しについて

自然再生基本方針とは、自然再生推進法(平成14年法律第148号)第7条に基づき、自然再生に関する施策を総合的に推進するために策定する方針。

おおむね5年ごとに見直しを行うこととされており、前回見直し(平成20年10月)より5年経過したことにより、環境省、農林水産省、国土交通省及び文部科学省により見直しを検討。

## < 自然再生をとりまく この5年間の動き >

事象	内容
事業の本格実施時期に移行	調査・計画段階から事業の実施段階に移行したことに伴う技術的課題、組織的課題が顕在化。
「種の保存法」及び「外来生物法」の改正	関係法の改正を踏まえ、自然再生の取組においても種の保存や外来種対策を考慮することが必要。
東日本大震災の発生	東日本大震災の経験を踏まえて「自然共生社会」を実現していくことが必要。
生物多様性国家戦略2012-2020の策定	豊かな自然共生社会の実現に向けたロードマップとなる「生物多様性国家戦略2012-2020」を策定。



## < 見直しのポイント >

以下の内容について追加・強調

- 自然再生の本格実施に伴う課題の解決
- 自然再生の広域的取組への展開
- 「種の保存」、「外来生物法」の改正に応じた自然再生
- 東日本大震災との関係
- 生物多様性国家戦略2012-2020の促進
- 各省施策の反映
- 自然再生の果たす役割
- 自然環境学習の推進

# 自然再生基本方針の見直しについて

## 1．自然再生基本方針について

自然再生推進法(平成14年法律第148号)第7条に基づき、自然再生に関する施策を総合的に推進するための方針として定められるもので、環境大臣が、農林水産大臣及び国土交通大臣と協議して案を作成し、閣議の決定を求めるもの。おおむね5年ごとに見直しを行うこととされている。

## 2．自然再生を取り巻く状況

平成15年1月に施行され、関係省庁の連携とNPOや地域住民など多様な主体の参加のもとに事業を推進し、法に基づく自然再生協議会が全国25箇所を設置され、森林、湿原、干潟など多様な生態系を対象として、損なわれた生態系の回復を目指した取組が実施されている。

前回(平成20年10月)の自然再生基本方針の見直しから5年が経過したことから、同法の主務省庁である環境省、農林水産省及び国土交通省、自然再生に係る連絡調整を行う自然再生推進会議のメンバーである文部科学省により、自然再生基本方針の見直しについて検討し、必要な取り纏めを実施。

## 3．自然再生基本方針のポイント

自然再生基本方針は、以下の項目を定めることとなっている。

- (1)自然再生の推進に関する基本的方向
- (2)自然再生協議会に関する基本的事項
- (3)自然再生全体構想及び自然再生事業実施計画の作成に関する基本的事項
- (4)自然再生に関して行われる自然環境学習の推進に関する基本的事項
- (5)その他自然再生の推進に関する事項

そのポイントとしては、地域に固有の生物多様性の確保、地域の多様な主体の参加・連携、科学的知見に基づく順応的取組、残された自然の保全と生態系の劣化要因の除去の重要性など、自然再生を進める上での視点を示した上で、自然再生事業の具体的な考え方や手順を記述している。

#### 4 . 自然再生基本方針の見直しのポイント 以下の内容について追加・強調する。

自然再生の本格実施に伴う課題の解決  
自然再生の広域的取組への展開  
「種の保存法」、「外来生物法」の改正に応じた自然再生  
東日本大震災との関係  
生物多様性国家戦略 2012-2020 の促進  
各省の施策の反映  
自然再生の果たす役割  
自然環境学習の推進

具体的には、

##### 自然再生の本格実施に伴う課題の解決

自然再生の本格的実施段階への移行に伴う課題として、大別して技術的課題、組織的課題が生じている。

技術的課題としては、工事実施中の順応的取組の事例不足への対応、工事完了後の維持管理手法への対応が必要であり、国などはその解決を図ることが必要であること。

組織的課題としては、自然再生の継続のためには維持管理作業の省力化をはじめ、担い手の育成や新たな協力者を確保すること、企業や大学等の連携が重要であること、さらには、協議会の設立に向けた支援が必要であること。

##### 自然再生の広域的取組への展開

生息範囲が広範な高次消費者等を指標種として設定することにより共通認識を醸成することや自然再生技術の共有などによって広域的取組の推進を図ること、地域住民等が実施する小さな自然再生の全国展開を進めること、民間団体による自然再生が全国各地で活発に行われることなどにより、自然再生の広域的展開を進めていくことが重要であること。

##### 「種の保存法」、「外来生物法」の改正に応じた自然再生

希少野生動植物等の指定状況を踏まえた自然再生の推進や必要に応じて「生息域外保全」ができる組織との連携が重要であるこ

と。また、外来種対策は各種情報を参考としながら迅速に行うことが重要であること。

### 東日本大震災との関係

東日本大震災からの復興に際しては、森・里・川・海の繋がりを再生することが重要であり、生態系のモニタリングを実施するとともに自然再生の手法や体制を検討することが重要であること。また、自然生態系が地域を災害から守る緩衝機能を有していることを踏まえて自然再生に取り組むことが重要であること。

### 生物多様性国家戦略 2012-2020 の促進

生物多様性国家戦略 2012-2020 で定められたことを基本として自然再生に取り組む必要があること。また、生態系サービスの恩恵を受ける人は自然環境に配慮するとともに自然再生の意義を認識することが重要であること。

### 各省の施策の反映

自然再生は、自然資源を生かした観光の促進と地域の活性化に繋がるものであること。また、社会資本整備と併せた生物の生息・生育環境の確保等が重要であること。

### 自然再生の果たす役割

我が国が有する文化は、自然環境の影響を色濃く受けて育まれているものであり、後世に継承するとともに、文化を継承できる豊かな自然環境を守っていくことが重要であること。また、自然環境が織りなす「美しい」景観を形成し、国民への提供に努める必要があること。加えて、自然再生は地域コミュニティの保全・再生に資するものであり、支援に努めることが重要であること。

### 自然環境学習の推進

学校側のニーズを踏まえた学習プログラムが自然環境学習の継続のために効果的であること。また、自然再生事業地は大学・大学院等の高等教育においても、環境学習及び環境教育の研究や人材育成を行う場となるものであること。加えて、防災・減災やESDの観点を取り入れた自然環境学習も重要であること。